

令和7年4月15日

いわき市各小学校長様

いわき市小学校長会長  
いわき市小学校長会生徒指導部長

## 生徒指導上の事故発生等の連絡について

標記の件について、今後次の内容を参考にして処理されるようお願いいたします。

- 1 事故が発生した学校では校長の判断により、まず支部長にご連絡ください。
  - 2 連絡を受けた支部長は、該当校の校長に支部の生徒指導担当校長に報告するように指示をしてください。

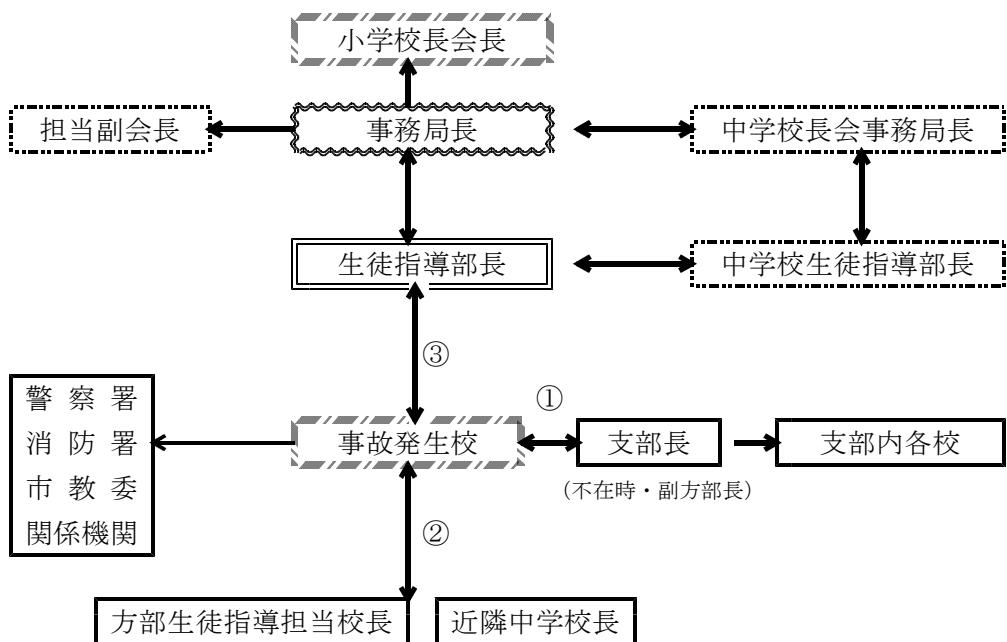
※ 支部内各校に至急連絡する必要がある場合には、支部長の指示のもと当該校の校長が行ってください。
  - 3 連絡を受けた支部長は、生徒指導部長に連絡をすべき内容かどうかを判断し、連絡の必要があると判断した場合は、当該校の校長に指示をし、当該校の校長が生徒指導部長へ連絡してください。

また、連協会長・市教委・教育事務所に連絡・報告の必要があると判断した場合は、該当校の校長に指示をしてください。
  - 4 連絡を受けた生徒指導部長は、事務局長を介して会長（会長不在の場合には生徒指導担当副会長）と相談をして指示します。その場合の事務処理は生徒指導部長が行います。
- ◎ この一連の流れはあくまでも原則ですので、内容や実態に応じて臨機応変に対応するようお願いします。

# 生徒指導上の事故発生時の連絡体制

いわき市小学校長会

- ◎ 事故・事案等が発生した学校は、下の図を参考に速やかに連絡してください。  
事故（火遊び等、学校間で共有すべきこと。万引きや交通事故等は該当しない。）  
事案（不審者・声かけ情報等、教材の送りつけに関すること。）  
① ② ③ の順でお願いします。
- ◎ 事故・事案の軽重にかかわらず連絡してください。  
(情報の収集と共有、記録・集約のため。)
- ◎ 緊急を要するとき、危険な事態の時には、警察署・消防署・市教委・関係機関への連絡が最優先です。



※ 各学校から報告を受けた事案については、生徒指導部長より各支部長に連絡し、小学校全体で情報を共有する場合と、支部内の情報共有とする場合とがありますので、ご了承ください(上述したように、事務局長を介しての会長との相談による)。